\bigcirc 総 務 省 告 示 第

号

工 事 担 任 者 規 則 昭 和 六 + 年 郵 政 省 令第二十八号) 第十七 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 工 事 担 任 者 の学

令 和 年 月

 \mathcal{O}

認

定

 \mathcal{O}

基

準

を

定

 \Diamond

る

件

平

成

+

年

郵

政

省 告

示

第二

百三十

号)

 \mathcal{O}

__

部

を

次

0

ょ う

ĺ

改

正

す

る。

校等

日

総 務 大 臣 高 市 早

苗

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 〒 線 を含 む。) を 付 L た部分をこれ に 順 次 対 応する

改 正 後 欄 に 撂 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ うに 改 8 る。

備考					別表	\I				=	_			1	-	
表中の [] の記載は注記である。	_注1・2 略]	[略]	授業科目		授業科目及び授業時間数	通信に限る。)		[略]	免除する試験科目	入学資格及び修業年限は、次表[2 略]	(第二級アナログ通信及び第二級電気通信技術の基礎	[略]	免除する試験科目	関する課程を設置するものについては、次の表の区分に従い、認定する。 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校であって、	認定の対象とする学校等	
ある。			電気通信技術の基礎の試験 科目を免除する場合			グ通信及び第二級デジタルー基礎				次表のとおりとする。	級デジタル通信に限る。		験科目	いては、次の表律第二十六号)		改正
			基礎の試験場合	授業		略	[略]		区分	30	に限る。)			次の表の区分に従い、六号)第一条に規定し		後
			第二級アナログ通信及び第 二級デジタル通信の電気通 信技術の基礎の試験科目を 免除する場合	授業時間数		略	[略]		入学資格		略		学校の区別	で、認定する。		
			<u>通信</u> 及び第 値の電気通)試験科目を			[略]	略		修業年限					て、電気通信に		
			<u> </u>		児表					=				1	_	
	[注1・2 同左]	[同左]	授業科目	授業科目			電気通信技術の基礎	同上	免除する試験科目	[2 同上]	(AI第三種及びDD第三種に電気通信技術の基礎	[恒斗]	免除する試験科目	- [同上]	[同上]	
			電気通信! 科目を免			D第三種に限る。)			П		種に限る。)		試験科目			改
			電気通信技術の基礎の試験 科目を免除する場合	授業		[同上]	[同上]		区分							正前
				授業時間数		[同上]	[恒斗]		入学資格		同					
			A I 第三種及びDD第三種 の電気通信技術の基礎の試 験科目を免除する場合	效					格		同上		学校の区別			

, 施 行 期 日 則

この告示は、今(施行期日)

1

経

過

措

置

この告示は、令和三年四月一日から

施

行

す

る。

2 ک \mathcal{O} 告 示 \mathcal{O} 施行 \bigcirc 際 現 に、 改 正 前 \mathcal{O} 基準 によ り 免 除する試 験 科 目 が 電 気 通 信 技 術 \mathcal{O} 基 礎 Α Ι

第

除 す 種 及 る び 試 験 D 科 D 第三 目 が 電 種 気 に 限 通 る。 信 技 術 とし \mathcal{O} 基 7 礎 認定を受 第二 級 け ア ナ て 口 1 る グ 学 通 校 信 等 及 に び 第二 0 7 級 て デジ は タ 改 ル 正 通 後 信 \mathcal{O} に 基 限 準 る。 12 ょ り لح 免

して学校等の認定を受けているものとみなす。